

## ○三鷹市農業経営改善推進事業補助金運用要領

令和7年5月22日

施行

改正 令和7年5月26日 施行

改正 令和8年4月1日 施行

### 第1 趣旨

三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく三鷹市農業経営改善推進事業補助金の事業は、要綱に定めるもののほか、この運用要領に定めるところにより、実施するものとする。

### 第2 要綱第2条 補助対象者に関する事項

- 1 生産緑地の所有者が補助金の申請者となる。ただし、申請時に次の資料等を提出し、申請者が生産緑地所有者の2親等以内の者であることが確認できる場合はこの限りではない。
  - (1) 三鷹市農業経営改善推進事業補助金の申請についての同意書（運用要領様式第1号）
  - (2) 住民票等、申請者と同意者の関係の分かる公的な書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 生産緑地を所有しておらず、借り受けて営農している者は申請者となることはできない。
- 3 申請者又は申請者の2親等以内の者の生産緑地の所有状況については、都市農業課にて確認する。

### 第3 要綱第3条 補助対象事業に関する事項

- 1 要綱第3条第1号から第3号までにに関する事項
  - (1) 要綱第3条第1号から第3号までに規定する導入とは、専ら農業に使用する新品の農機具、運搬器具、農業用施設、出荷・販売施設（以下「農業施設設備等」という。）の整備のことをいう。
  - (2) 要綱第3条第1号から第3号までに規定する更新とは、現在所有している農業施設設備等と同等以上の機能を持つ品への買換えを対象とする。買換えにともない撤去が必要な場合は、撤去費用も対象とする。
  - (3) 農業用に使用する水道設備や電気設備等を整備する場合、補助対象者所有地内かつ補助対象者の所有となる設備の整備工事の費用までを補助対象とする。
  - (4) 次の場合は、誓約書（運用要領様式第2号）を申請時に提出した場合に補助対象とする。

ア 現在所有している農作物栽培施設の被覆材張替えや遮光材交換等、主要構成部材の更新

イ 現在所有している農業施設設備等の機能拡充

例：農畜産物自動販売機や直売所に設置する両替機の新紙幣・新硬貨対応、ビニールハウスに栽培設備や循環扇等を設置する付加設備の設置等

2 第3条第4号に規定する生産資材とは、3年以上使用するものを対象とする。

3 補助金の申請1件につき補助事業は1件とする。ただし、三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）に記載した事業の目的が同一である次のような場合は、付随する必要な費用とみなし1つの事業として取り扱う。

例：(1) 運用要領第3 1(1)に規定する更新の際の撤去費用

(2) 運用要領第3 2(2)アに規定する古い被覆材等の撤去費用

(3) 農業施設設備の導入又は更新の際に必要な電気工事や水道工事等の費用

(4) 農機具等の本体と併せたアタッチメントその他の付属品の購入費用

(5) 農産物栽培施設の導入と併せて整備する施設内部の栽培施設等設置の費用

4 次の費用は補助対象としない。

(1) 農業用施設設備等の修繕

(2) 中古品の農業用施設設備等の購入費用

(3) 補助で購入する農業施設設備等に関する保険料等

#### 第4 要綱第5条 補助金の交付額に関する事項

1 要綱第5条第3項について、次のとおり取り扱う。

(1) 認定計画に基づいて行う事業であっても、貨物自動車やパソコン等の汎用性の高い農業施設設備等の場合は補助の上限額を要綱第5条第3項第2号とする。

(2) 申請時に運用要領第2第1項各号に記載する資料等を提出し、生産緑地所有者である申請者の同一経営体内に認定農業者等がいることが確認できる場合は、認定農業者等に対する補助率を適用する。

2 要綱第5条第4項に関して、次のとおり扱う。

(1) 全申請者の補助金の申請額の合計が年度当たりの補助金の予算額を超過する場合は、按分して交付額を決定する。

(2) 期限までに申請のあったものの交付決定を行った後、補助金の予算額上限に達しない場合は、残額に応じて二次募集等を行う。

第5 要綱第6条 補助金の交付申請に関する事項

1 要綱第6条第2項及び第3項に定める第5条第3項についての例

認定計画の認定日：令和7年2月15日（令和6年度）

年度	補助申請
令和7年度	可
令和8年度	不可
令和9年度	可
令和10年度	不可
令和11年度	可

5年間のうち、3回補助を申請できるが、認定計画に基づく補助上限額90万円の申請は1回、残り2回は補助上限額60万円の申請となる。（上限60万円で認定計画に記載のある事業の申請は可能）

2 交付申請の方法について

都市農業課窓口での受付とする。

第6 要綱第7条 補助金の交付決定に関する事項

要綱第7条第4項に規定する必要な条件については、三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付決定通知書（要綱様式第2号。以下「決定通知書」という。）に記載する。

決定通知書に記載する条件(4)について、本補助金を活用して導入した補助対象事業は、次の期間は使用を継続すること。

- 1 要綱第3条第1号から第3号までに規定する農業施設設備等については5年以上
- 2 第3条第4号に規定する生産資材については3年以上

第7 要綱第8条 計画変更の承認等に関する事項

1 要綱第8条第1項に規定する軽微な変更とは、次の全てに該当する場合とする。ただし、軽微な変更に該当するか判断するため、計画の変更を検討した段階で市へ事前に相談すること。

- (1) 三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）に記載した申請の目的に変更がない場合
- (2) 補助対象経費の変更が30%以下の場合
- (3) 交付決定額に変更がない場合

2 軽微な変更に当てはまる場合は、三鷹市農業経営改善推進事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）による申請は不要とするが、三鷹市農業経営改善推進事業実績報告書要綱（要綱様式第4号）にて変更後の実績を報告すること。

第8 要綱第10条 実績報告に関する事項

要綱第10条第1項第2号に規定する補助対象事業の完了写真とは、事業の実施前、実施経過、実施後の写真とする。

第9 第14条 交付決定の取り消し等に関する事項

1 認定農業者等である補助決定者が、要綱第12条に規定する請求書の提出前に死亡等の理由により農業の継続が不能となった場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 認定農業者等である後継者等が農業を継続する場合

後継者等の営農に関する誓約書（運用要領様式第3号）及び添付資料の提出があれば一般農業者が受けるべき補助金の額を超える部分に関する交付決定の取り消しは行わない。

(2) 認定農業者等でない後継者が農業を継続する場合

後継者等の営農に関する誓約書（運用要領様式第3号）及び添付資料を提出し、後継者等が当該年度又は翌年度に認定農業者等になることが確認できる場合は、一般農業者が受けるべき補助金の額を超える部分に関する交付決定の取り消しを行わない。ただし、後継者等が認定農業者等になることが確認できない場合は、一般農業者が受けるべき補助金の額を超える部分に関する交付決定の取り消しを行うことができる。

(3) 農業を継続しない場合

交付決定の取り消しを行うことができる。

2 一般農業者である補助決定者が、要綱第12条に規定する請求書の提出前に死亡等の理由により農業の継続が不能となった場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 後継者等が農業を継続する場合

後継者等の営農に関する誓約書（運用要領様式第3号）及び添付資料の提出があれば交付決定の取り消しは行わない。

(2) 農業を継続しない場合

交付決定の取り消しを行うことができる。

附 則

1 この運用要領は令和7年5月22日より施行する。

附 則

1 この運用要領は令和7年5月26日より施行する。

附 則

1 この運用要領は令和8年4月1日より施行する。